

特定求職者雇用開発助成金

1 概要

高年齢者（60歳以上65歳未満）、障害者、母子家庭の母等、特に就職が困難な求職者を継続して雇用する労働者として雇い入れ、助成金の支給終了後も引き続き相当期間雇用することが確実であると認められる事業主に助成金を支給します。

2 内容

(1) 特定就職困難者雇用開発助成金

① 主な支給の要件

高年齢者、障害者、母子家庭の母等の就職困難者をハローワーク又は適正な運用を期すことのできる有料・無料職業紹介事業者の紹介により新たに雇い入れ、継続して雇用することが確実であると認められる事業主。

② 受給できる額

対象労働者別の支給額は次の表のとおり。助成対象期間を6か月ごとに区分した期間を支給対象期（第1期、第2期、第3期、第4期）といい、支給対象期に分けて支給します。

対象労働者 (一般被保険者)		支給額	助成対象期間
短時間労働者 以外	① 高年齢者（60歳以上65歳未満）、母子家庭の母等	50（90）万円	1年
	② 重度障害者等を除く身体・知的障害者	50（135）万円	1年(1年半)
	③ 重度障害者等 ※1	100（240）万円	1年半（2年）
短時間労働者 ※2	④ 高年齢者（60歳以上65歳未満）、母子家庭の母等	30（60）万円	1年
	⑤ 身体・知的・精神障害者	30（90）万円	1年（1年半）

注（ ）内は中小企業事業主に対する助成額です

※1 重度身体、知的障害者、精神障害者、45歳以上の身体・知的障害者。

※2 1週間の所定労働時間が、20時間以上30時間未満である者をいいます。

(2) 高齢者雇用開発特別奨励金

① 主な支給の要件

雇い入れ日の満年齢が65歳以上の求職者を、ハローワーク又は適正な運用を期すことのできる有料・無料職業紹介事業者の紹介により、1週間の所定労働時間が20時間以上の労働者として雇い入れ、かつ1年以上継続して雇用することが確実である場合。

② 受給できる額

対象労働者別の支給額は次の表のとおり。助成対象期間を6か月ごとに区別した期間を支給対象期（第1期、第2期）といい、支給対象期に分けて支給します。

対象労働者	支給額	助成対象期間
短時間労働者以外の者	50(90)万円	1年
短時間労働者※	30(60)万円	1年

注（ ）内は中小企業事業主に対する助成額です。

※ 短時間労働者とは、一週間の所定労働時間が、20時間以上30時間未満である者をいいます。

3 問い合わせ先

詳しくは、最寄りのハローワーク又は秋田労働局職業安定部にお尋ねください。